







様式第24号（第27条の2関係）

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

施設名 福岡産業保健総合支援センター  
 施設の所在地 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号  
 契約担当役氏名 筒井 壽生

物品、役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由（企画競争又は公募の実施）	予定価格（消費税込む。単位：円）	契約金額（消費税込む。単位：円）	落札率	再就職の役員の数	備考
福岡産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年4月1日	公益社団法人福岡県医師会 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号	1290005000973	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	8,958,840	—	—	
佐賀産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二丁目4番12号	1010001065445	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	2,749,731	—	—	
長崎産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年4月1日	(株)建友社興産 長崎市平野町3-5	8310001000539	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	3,300,000	—	—	
熊本産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見一丁目4番35号	5120005007271	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	3,977,028	—	—	
大分産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年4月1日	三井住友信託銀行 東京都港区芝三丁目33番1号	5700150066831	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	3,417,180	—	—	
宮崎産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年6月20日	矢野産業㈱ 宮崎県東諸県郡国富町大字木脇3952番地3	5350001002105	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,030,300	—	—	

様式第24号（第27条の2関係）

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

施設名 福岡産業保健総合支援センター  
 施設の所在地 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号  
 契約担当役氏名 筒井 壽生

物品、役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由（企画競争又は公募の実施）	予定価格（消費税込む。単位：円）	契約金額（消費税込む。単位：円）	落札率	再就職の役員の数	備考
鹿児島産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年4月1日	ソフトマックス(株) 鹿児島市加治屋町12番11号	8340001002433	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	4,108,896	—	—	
沖縄産業保健総合支援センター事務所賃貸借	令和2年4月1日	(株)沖縄産業振興センター 那覇市字小禄1831番地1	1360001000334	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	3,519,120	—	—	
佐賀地域窓口事務所賃貸借	令和2年4月1日	一般社団法人佐賀市医師会 佐賀市水ヶ江一丁目12番11号	930005000015	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,633,883	—	—	
大分地域窓口事務所賃貸借	令和2年4月1日	一般社団法人佐伯市医師会 佐伯市鶴谷一丁目7番28号	4320005005339	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	897,600	—	—	
鹿児島地域窓口事務所賃貸借	令和2年4月1日	公益社団法人鹿児島市医師会 鹿児島市加治屋町3番10号	5340005007588	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,584,000	—	—	
那覇地域窓口事務所賃貸借	令和2年4月1日	一般社団法人那覇市医師会 那覇市東町26番1号	1360005000132	事務所の賃貸借契約で、継続して契約を締結する必要があり、会計細則第52条第6号に該当するため。	—	1,405,560	—	—	

